

---

# 2021 宮城県育成センター運営要項

---

## 1, 運営要項の目的

育成センター活動の目的達成と同時に、安全・安心を確保した運営のため、運営要項を定める。  
各カテゴリーの宮城県育成センター・各地区育成センターの実施要項も本要項を基に作成する事。

## 2, 運営スタッフ

### ①全体総括

育成センターに関するマネジメント、指導内容、指導者の統制等、全てを統括する。

### ②カテゴリー総括マネージャー（事務局を兼ねる）

- (1) 全体総括・指導責任者と連携を取りながら、カテゴリー内の活動を掌握する。
- (2) カテゴリー間連携を強化し、選手の情報共有を行う。
- (3) 年間計画・会計処理等

## 3, 指導スタッフ

①全ての指導者は、県協会ユース育成委員会が任命された者で、JBA コーチライセンスを有する資格者とする。原則的にC級ライセンス以上が望ましい。

②指導スタッフは、JBA・宮城県協会ユース育成委員会の育成事業の趣旨を理解し、カテゴリー総括マネージャーと協力して育成センター活動の充実を図る。

③事業単位ごとに、メイン指導者、サブ指導者、マネジメントを置く。マネジメントはカテゴリー総括マネージャーと連携して実務的業務を行う。

### ④任期

1年間とする。(再任は妨げない。)

## 4, 選手の参加規程

①原則として育成センター活動を優先し、参加すること

②全国大会やそれに準ずる公式戦の予選等と日程が重複した場合は、チームの活動を優先する事ができる。(平日の活動を実施する場合、選手・所属チームにあらかじめ日程を示し、過剰負担とならないように配慮する。)

③飛び級の選手(優秀な選手で上のカテゴリーで活動する選手)は、上位・下位DCの両方に参加できる。

### ④選手の入替え

新たな有望選手発掘の観点から年間数回の選手入れ替えを行う。(カテゴリーによっては実施できない場合もある)

## 5, 年間計画の作成

カテゴリー総括マネージャーは、所定の用紙にて年間計画を作成し、参加者に示すと共に全体総括に提出する。

## 6, 名簿作成

事業単位ごとに選手およびスタッフの名簿を所定の書式にて作成し、指定された期日までに全体総括に提出する。

## 7, 仙台 8 9 ers ユースの取り扱い

①地区育成センターに含める。

地区対抗戦および宮城県育成センターへの参加は、重複して参加できる。

## 8, 運営費・経費等

①JBA・D-FundA と選手からの参加料により運営する。

②カテゴリー総括マネージャーは、事業単位ごとに予算書を全体総括に提出する。

③運営費の支出基準は、「JBA・D-FundA 申請要項、9・1.交付対象事業/交付対象経費」に準じ、「JBA・D-FundA10. 申請にあたっての諸注意事項」を参照する。

またスタッフの経費については下記のとおりである。

※スタッフ旅費/日当 実施区域により旅費 1000 円・日当 1000 円/1 日

旅費 2000 円・日当 1000 円/1 日を支払う。

④予算執行にあたっては、カテゴリー総括マネージャーを中心に宮城県協会ユース育成委員会の定める執行手順に従って行い、諸帳簿を整理する。

⑤東北交歓会等の遠征の場合、宮城県協会強化費の支出に拘わらず、別途会計報告を行う。

⑥特別な場合は選手から参加料を徴収することもできる。

## 9, 実施報告

①育成センター実施後は、活動の記録として指導スタッフ（マネジメント）が所定の実施報告書を作成し、カテゴリー総括マネージャーに提出する。

②カテゴリー総括マネージャーは、これをまとめると共に「JBA・D-FundA 活動報告書」を作成し、全体総括に提出する。

③全体総括（宮城県協会ユース育成委員長）は、実施報告を管理し、「JBA・D-FundA 活動報告書」を確認し、JBA・宮城県協会に報告する。

## 10, 会計報告

①全体の会計処理は、宮城県協会ユース育成委員会が行う。

②育成センター実施において、指導スタッフ（マネジメント）は、会計処理を行い、事業単位ごとに所定の会計報告書（実施報告書同様）および「証拠書類」（旅費精算書・領収書）をカテゴリー総括マネージャーに提出する。

③カテゴリー総括マネージャーは、カテゴリー別活動における会計処理を行い、「JBA・D-FundA 収支報告書、支出明細書」を作成し、「証拠書類」と合わせて全体総括に報告する。

④全体総括（宮城県協会ユース育成委員長）は、会計報告書（実施報告書同様）を管理するとともに「JBA・D-FundA 収支報告書、支出明細書」を作成し、「証拠書類」を確認し、「JBA・D-FundA 収支報告書集計表」を作成し、JBA・宮城県協会に報告する。

## 11, 保険

育成センター活動では、選手および指導スタッフに対してスポーツ傷害保険に加入させなくてはならない。

## 12, スタッフ規定

### ①指導内容

1. 人間教育を重視すること。（「人間なくして競技力向上なし」JOC 強化方針）
2. JBA 技術委員会より提示された JBA 育成方針に基づき、宮城県協会ユース育成委員会が指導内容を決定する。
3. 習熟度、発達状況を考慮し、柔軟な指導を行う。
4. この育成を主眼するため、オフENSE・ディフェンス・トランジションにおけるファンダメンタルの技術、プレー習得を目指す。
5. 勝利至上主義に陥ることなく、勝つためのチーム作りの場とならないよう配慮する。

### ②コーチ研修会

年度当初に全ての育成コーチを対象としたコーチ研修会を実施する。研修会に参加できない場合は、これに代わる指定の講習会に参加しなくてはならない。

### ③選手選考

1. 育成年代の選手の選考にあたっては、「今」の評価だけではなく「将来」を想定した評価を取り入れ、選考を行う
2. JBA の定める選手評価基準を参考に、合議の上で選手選考を実施する。
3. 育成センター設置の目的を鑑み、勝利を目指すチーム作りのための選考とはしない。

### ④指導者の任命制

全ての指導者は宮城県協会ユース育成委員会により任命された者である。

問題のあるコーチに対しては、任命権者である宮城県協会ユース育成委員会がこの任を解くことができる。

### ⑤スタッフの資質

JBA インテグリティ委員会による「クリーンバスケット、クリーンザゲーム」を遵守し、暴力根絶宣言を行い、行動規範を順守する。

※JBA 行動規範には暴言暴力のほか、不適切な指導、安全義務違反、リクルート、金品の贈与および受領等が含まれる。

特に重大な過失を伴う重い事故が生じた場合、保険だけでは対応できないことがあることと、指導者個人が訴訟対象となることを認知しておくこと。

## （安全対策・緊急時対応マニュアルおよびその他の注意事項）

### 1. 安全対策と緊急時対応マニュアル

#### ①選手の傷害・疾病

保護者・選手に対して、「指導中の傷害・疾病に対して、指導者は現場での応急処置を行うこととするが、その後の責は負わないこと」を告知する。（危険の認知の範囲として）

②育成センター活動中に起こる事故等に対する緊急対応マニュアルや緊急連絡網を作成しておくこと。

③選手・スタッフの怪我・事故、選手間のいじめ・暴力等が発生した場合、当該コーチはカテゴリー総括マネージャーおよび全体総括に報告する。特に入院・通院加療が必要な怪我の場合は速やかに報告すること。

### 2. マルフアン症候群の取り扱い

①マルファン症候群の選手は本事業には特段の配慮を行うこと。

②マルファン症候群について参加選手の保護者に理解をいただき、問題がないことを保護者自身で確認し、チェックをしていただくこと。

③高身長者が多い競技特性から、指導者もマルファン症候群の理解に努めること。

### 3. 肖像権・ビデオ撮影・写真の取り扱い

撮影する場合、指導内容共有、個人での利用とし、参加者に肖像権の承諾を確認すること。また SNS、インターネット上の配信は禁止する。

### 4. 個人情報の取り扱い

①育成センターにより得た個人情報は、個人情報保護法に基づき適正に管理すること。

②個人情報は宮城県協会育成センター事業および JBA 強化事業に利用することがある。

※同意書にて、1 ①、2 ②、3、4 ②を確認し、提出いただくこととする。

一般社団法人宮城県バスケットボール協会ユース育成委員会  
2021年（令和3年）6月